

令和6年4月入学者向け

日本学生支援機構奨学金の手続きについて

1. 高等学校等で予約採用の申請を行い、奨学生採用候補者となった方 【給付・貸与共通】

(1)「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の提出

4月3日(水)の新入生オリエンテーションで学生証を受け取った後、以下の書類を窓口に出し、進学届入力のためのID・パスワードを受け取ってください。

対象者	提出書類	備考
全員	採用候補者決定通知【提出用】	・本人保管用は提出しないこと。 (進学届入力時に必要です。)
「入学時特別増額貸与奨学金」の希望者のみ (「交付書類コード」が <u>BまたはE</u>)	①入学時特別増額貸与奨学金に係る 申告書 ②融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	・該当者は、下記各期限の <u>7日前までに</u> 、書類を窓口に出すこと。 ※該当者は第1回締切では手続きできませんので、第2回締切以降の日程で進学届の手続きを行ってください。
提出先: 高等教育推進機構1階 ④—B窓口		

(2)「進学届」の入力

窓口で受け取ったID・パスワードを使い、下記の期限内にインターネットで「進学届」の入力をしてください。

◆「進学届」入力期限(給付・貸与共通)【厳守】

	進学届の入力期限	初回振込予定日
第1回締切	4月3日(水)(学生証受取後) ~4月8日(月)	4月19日(金)
第2回締切	4月24日(水)	5月16日(木)
第3回締切	5月23日(木)	6月11日(火)

※ 第3回締切までに進学届を入力しない場合、採用取消になります。

※ 「進学届」入力時に奨学金の「辞退」を選択した場合、辞退を取り消すことはできません。入力の際はご注意ください。

※ 給付奨学金の採用候補者で、事情により奨学金を受取ることができない場合（例：他団体の奨学金に採用されており、日本学生支援機構の給付奨学金との重複受給が禁止されている場合など）は、奨学金の「辞退」ではなく、支給を「停止」することができます。詳細は、窓口で受け取る「進学届入力下書き用紙」を確認してください。

(3) 奨学生への採用

「進学届」の入力が完了すると、正式に奨学生として採用となります。採用者には、上記日程のとおり、4月分からの奨学金がまとめて、指定の口座に振り込まれます。

振込日の約3週間後に「奨学生証」「返還誓約書(貸与の方のみ)」等の書類を大学から採用者へ交付します。交付時期が決まり次第、高等教育推進機構③掲示板やELMSでお知らせするので、見逃さないようご注意ください。

「返還誓約書(貸与の方のみ)」は、必要事項を記入した上、他の必要書類と併せて期日までに大学へ提出する必要があります。詳細は書類交付の際にお知らせします。**提出を怠ると採用が取消となり、返金が必要となりますので、ご注意ください。**

(4) 通学形態変更届の提出【給付奨学金採用候補者で該当者のみ】

給付奨学金採用候補者で、進学届入力時に「自宅外通学」を選択した方は、以下の書類を期日までに高等教育推進機構④－B窓口へ提出してください。

提出書類

1. 自宅外通学証明書

2024年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類。

(例) 賃貸借契約書や入寮許可書、入寮のしおり(寮費記載ページのコピー)等

2. 「給付様式35」通学形態変更届(自宅外通学)

以下のQRコードもしくはURLから様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入の上、高等教育推進機構④－B窓口へ提出してください。紙媒体は窓口でも配布しています。

※ 提出前に、様式裏面の「自宅外通学要件確認チャート」をよく確認してください。

(掲載 URL)

<https://www.oia.hokudai.ac.jp/cier/wp/wp-content/uploads/2024/03/8e9a1b962a254495005b60e178f59a2f.pdf>



提出期限

- ・4月 8日までに進学届を入力した方:4月22日(月)
- ・4月24日までに進学届を入力した方:5月 2日(木)
- ・5月23日までに進学届を入力した方:5月31日(金)

※ 審査が完了するまでは自宅通学分の奨学金が振り込まれます。審査が完了次第、自宅外通学分の差額が遡って振り込まれます。

2. 高等学校等で日本学生支援機構の奨学金を受給していた方

高等学校等で日本学生支援機構の奨学金を受給していた方は、下記の期間内にインターネットから「**在学猶予願**」を提出することにより、大学の在学期間(4年間または6年間)、奨学金の返還が猶予されます。

なお、下記期間内に「在学猶予願」を提出しなかった場合は、約6ヶ月後から返還が開始されますのでご注意ください。

やむを得ない事情により、インターネットからの提出ができない方のみ、「返還のてびき」に掲載されている「在学届」の用紙をコピーし、必要事項を記入の上、高等教育推進機構④－B窓口に提出してください。

ただし、**大学における予約採用候補者であり、高等学校等で受給していた奨学金の奨学生番号を「進学届」で入力した方は、「在学猶予願」の提出は不要です。**(自動で奨学金の返還が猶予されます。)

◆「在学猶予願」の提出(入力)期間
4月5日(金)～4月26日(金)

3. 書類提出・問い合わせ先

学務部学生支援課 奨学支援担当(高等教育推進機構④－B窓口)

※ 窓口の混雑具合によっては、すぐに対応できない場合や受付方法が変更となる場合があります。予めご了承ください。